

退職給与積立金 管理運用規程

退職給与積立金管理運用規程

(目 的)

第 1 条 土地改良事業を効率的に推進するために必要な財源にあてるため役員退職給与積立金（以下「積立金」という。）を設ける。

(積立金の額)

第 2 条 積立金の額は毎年度当初予算に退職給与金を算定した額とする。

(管 理)

第 3 条 積立金はびわこ揚水土地改良区の指定する金融機関に預託する。

(積立金の処分)

第 4 条 積立金は総代会の承認を経て処分するものとする。

2 理事長は、前項の付議後に緊急止むを得ない事由により付議にかかる事項に変更を加える必要が生じたときは監事会の承認を経て理事会がこれを専決処分することができる。この場合には、理事長は次の総代会にこれを報告し、その承認を経なければならない。

(繰替運用)

第 5 条 理事長は、財政上特別の必要があるときは、確実な繰戻しの方法、金額、期間を定め、総代会の承認を得てこの積立金を一般会計収入支出予算に繰り替えて運用することができる。

(実施細則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、積立金の管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成 14 年 6 月 1 日より施行する。

この変更規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。